

# 令和7年度 学校訪問事業の概要

## 1 趣旨

- (1) 地域が教育力を発揮できるよう、学校間、関係団体、行政等の連携を強化し、総合的に支援する。  
 (2) 市町教育委員会や市町立学校が主体性を発揮できるよう、学校教育指導、教職員人事管理等の学校に関する支援機能を一元化し、専門的な立場から支援する。

## 2 訪問事業

- ・「岐阜教育事務所 指導指針」を踏まえて、下記の訪問を行う。

種別	概要				
	訪問名	対象及び内容	回数	担当部署	頁
A 計画訪問	① 学校経営・人事管理訪問	・学校経営についての指導・助言	岐阜市：3年に1度 岐阜市以外：隔年	学校職員課 教育支援課	9
	② 特別支援教育計画訪問	・新設特別支援学級 ・新設通級指導教室 ・特別支援学級新任 ・①に同行することもあり ※原則夏季休業日まで	1回	教育支援課	15
	③ 道徳教育計画訪問	・第15期（3／3年次）	3年間で中学校区1回	教育支援課	16
	④ 小学校における教科等専門性向上計画訪問	・第4期（2／3年次） ・グループの教科・領域から1つ選択	全小学校・義務教育学校（前期課程）1回	教育支援課	21
B 教育委員会要請訪問	⑤ 主題研究訪問	・市町教育委員会から要請があった幼稚園・幼児園、小学校、中学校、義務教育学校を訪問	2回以内 ※小学校・義務教育学校（前期課程）は④を1回とする ※義務教育学校は前期課程と後期課程それぞれ2回以内 ※⑥⑦に該当する学校は3回以内 ※⑦に該当する学校は研究教科にて1回は実施	教育支援課	24
	⑥ 文部科学省及び県教育委員会指定校訪問	・県教委（義務教育課・特別支援教育課等）や岐阜教育事務所が訪問	2回程度 ※公表会はそのうちの1回とする ※各要項を確認する	県教育委員会及び 教育支援課	26
	⑦ 事務所指定研修校訪問	・岐阜教育事務所指定研修校	指定校の公表会は3年間で1回実施、公表会実施の年度は、事前相談実施可能	教育支援課	29
C その他	⑧ 若手・中堅教員等指導力向上訪問	・初任者を除く若手教員及び中堅教員等が教科等の指導についての指導や助言を求める場合に訪問 ※中学校に同一教科の教員が複数いない場合や校種の異動直後、免外教科の指導を行っている場合も可 ※希望する内容についての実技講習や教材研究等も可	2回以内 ※⑤とは別 ※義務教育学校は前期課程と後期課程それぞれ2回以内	教育支援課	30
	⑨ 教科研究会等訪問	・市町教科研の要請により訪問（授業公開を原則）	2回以内	教育支援課	—
	⑩ 事務所事業会場校訪問	・初任者研修、人権教育教員研修会の会場校等 ※指導案等の事前相談可（Web会議への拡充）	必要に応じて	教育支援課	—
	⑪ いじめ・不登校等対策訪問（生徒指導要請訪問）	・教職員の生徒指導力の向上を図るための訪問 ・積極的な生徒指導及び学校体制等に係る指導・助言	1回以内	教育支援課 （地域連携係）	32

※「外国人児童生徒支援訪問」は、④⑤⑧の訪問に併せて実施する。